

研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル

2026年1月30日改正
学際高等研究教育院長裁定

学際高等研究教育院（以下「本院」）は、博士課程前期2年の課程及び修士課程（以下「修士課程」）の2年次生、博士課程後期3年の課程及び医学、歯学、薬学履修課程（以下「博士課程」）の1年次生の中で、融合領域の新分野で学習及び研究活動を行うことを希望する学生や学際的な視点から自身の研究活動を発展させる意思のある学生の中から優れた学生を選抜します。

修士院生として採用された学生は、博士課程進学時に特別な選抜を経ることなく、原則、博士研究教育院生として採用されますが、進学時にQE（Qualification Examination）を実施します。

修士課程は2年次の1年間、博士課程は正規在学年限内にわたって各種の支援を行います。募集定員は修士課程15人、博士課程は30人（修士課程からの継続採用者を含む）とします。

このマニュアルは、選抜の公平性、透明性を確保するために、各研究科での推薦、本院による選抜審査について記述し公開するものです。

修士研究教育院生、博士研究教育院生として、各研究科で推薦を受け、また本院で選抜されるには、申請者が学業に於いて研鑽に励み、他の学生の範となるような学生であることを前提として、学業成績が優秀で、研究に対して積極的に取り組んだ研究成果を有しており、かつ、1）申請された学際的な研究の動機、ビジョンが具体的であり、優れていること、2）研究を遂行しうる能力があると見なされ、また準備状況も示されていること、3）融合領域研究の新分野で将来を担う優れた研究者となることが期待されることなどが求められるほか、4）融合領域分野における研究者養成の必要性を勘案することもあります。

I. 「修士研究教育院生」

1. 申請資格

申請資格は修士課程2年次に在籍している学生であり、修士課程1年次までに本学の大学院共通科目・研究科横断科目（自専攻開講科目などを一部除いて）を4単位（2026年度に限り、本院の指定科目を6単位）以上修得し、かつ博士課程に進学することを予定している者とします。（10月入学者に対しては当分の間、募集しません。）修士研究教育院生が就職へと進路を変更した場合には、支援経費の一部返却を求めるか、支援を打ち切るか等が事情に応じて行われます。なお、博士課程への進学は原則として本学への進学とします。

2. 申請手続き

- 1）「修士研究教育院生」となることを希望する学生は、修士課程2年次進級後に申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦状を添えて、所属する研究科長に申請するものとします。
- 2）申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書は、別に定める様式の項目を記載してあるものとします。

3. 研究科の推薦

- 1）申請のあった各研究科においては、申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書及び1年次の成績をもとに選考し、推薦順位を付けずに、本院に推薦するものとします。
- 2）各研究科の採択者数の目安は入学定員の約1.1%（ただし定員充足率も勘案した数に応じた増減を行うこと）とし、推薦者数の目安はその2倍程度とします（別紙1を参照）。ただし、各研究科からの推薦実績に応じて目安を変更することがあります。本院での選考は、推薦された学生の中から入学定員及びその充足率を勘案した数を目安として優秀な学生を選抜しますが、採択者数の目安は各研究科への配分数とは必ずしも一致しません。
- 3）推薦基準
 - a. 授業科目の成績及び研究に関わる評価等が総合して当該研究科で上位（目安として5%以内）にある者を推薦することとします。
 - b. 同一指導教員が推薦できる人数は一人とし、可能な限り多くの分野からの推薦を期待します。

4. 本院での選抜

- 1) 本院では各研究科長からの推薦をもとに、申請者の学業成績、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書に基づき書類審査を行った後、面接による学生評価を実施し、最終的には各研究科の在学者数、研究分野のバランス等をも総合的に勘案し、審査・選抜を行います。
- 2) そのため、本院では2段階の審査・選抜を行います。第1段階審査は原則として6つの領域基盤ごとに分かれてそれぞれ書類審査及び面接によって選抜を行います。ただし面接は書類審査を通過した候補者に対して実施します。第2段階審査は領域基盤長会議による全体調整となります。その結果を、毎年6月開催の学際高等研究教育院運営専門委員会で審議し、承認を得た後、各研究科に通知して、各種支援の手続きに入るものとします。

5. 採用の通知

選抜された学生に対して原則として毎年6月末日までに採用を通知します。

6. 評価の方法

1) 評価について

申請理由書・エッセイ、研究計画書に記載された内容を評価します。学業成績に加えて、独創性や自立性、これまでの研究成果や業績等を考慮して総合的な評価を行います。修士課程での研究計画は博士課程に比して未熟な点もありうることに配慮の上、以下の点を含めて選考を行います。

- a. 本院の指定科目の取得単位数とその成績が優れていること(学際的な学習が進んでいること)。
- b. 修了に必要な授業科目の取得単位数とその成績が優れていること(深い専門知識を有していること)。
- c. 指導教員の推薦書による学生評価が高いこと。

2) 学業成績評価の数値化

修士1年次生の成績については、数値化できるところは可能な限り数値化し、異なる研究科・専攻の成績を比較可能なものに近づけ、透明化します。

- a. 取得単位数に対する修了に必要な単位数の比。
- b. 修了に必要な単位取得科目の数値化された成績(総点数)に対する1単位当たりの点数。
- c. 単位取得した指定科目の数値化された成績(総点数)に対する1単位当たりの点数。

各研究科、各専攻によって成績評価が異なる場合があるので、100点満点評価に換算し計算するものとします。

7. 申請書類・申請期日等

- 1) 学際高等研究教育院生選抜審査申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書(所属研究科経由で本院へ提出)
- 2) 各研究科から: 申請者の1年次成績証明書
本院が指定した科目の修得及び成績状況を明示することとします。
- 3) 申請期日等
申請を希望する学生は、研究科が指定する日までに申請書類及び指導教員の推薦書を添えて研究科長に申請することとします。

8. 重複受給の制限

学際高等研究教育院では、学外の財団等の奨学金支給機関が重複制限を課していない場合は、原則として学外の財団等からの受給を容認しています。

ただし、当該奨学金が研究助成金の性格を持ち合わせ、研究成果報告等を求められる場合は、研究教育院生としての採択課題の研究遂行に対する支障の程度により判断することになりますので相談して下さい。

9. 採用後の義務等

採用後は、学際高等研究教育院生として、次の義務を負います。

- 1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- 2) 学際高等研究教育院が実施する交流会等に参加すること。
- 3) 年度末に活動状況報告を提出すること。
- 4) 学際高等研究教育院の機関誌(クロスオーバー)に執筆協力及びホームページ掲載に協力すること。

なお、「修士研究教育院生」に選抜された後、大学院生にふさわしくない行為等が所属研究科で認定されるなどした場合、資格は取り消されます。

II. 「博士研究教育院生」

1. 申請資格

申請資格は、博士課程後期3年の課程及び医学、歯学、薬学履修課程（以下「博士課程」）の1年次に在籍している学生のうち、「修士研究教育院生」であった者、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績(学業、研究活動、発想など)が優秀な者であること。なお、博士研究教育院生が博士課程修了前に就職へと進路を変更した場合には、資格を喪失したものと、支援経費の一部返却または支援打ち切り等が事情に応じて行われます。

また、後述「8. 重複受給の制限」にある条件を満たす者は申請できます。

2. 申請手続き

- 1) 「博士研究教育院生」となることを希望する学生は、博士課程等1年次進学・編入学前(10月進学・編入学者は1年次在学中)の2月に申請書、申請理由書・エッセイ、博士課程で行う予定の研究計画書、指導教員の推薦状を添えて、所属する研究科長に申請するものとします。
- 2) 申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書は、別に定める様式の項目を記載してあるものとします。

3. 研究科の推薦

- 1) 申請のあった各研究科においては申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書及び修士課程の成績(6年制学部卒業者の場合学部の成績)等をもとに選考し、推薦順位をつけずに本院に推薦するものとします。
- 2) 各研究科の採択者数の目安は原則として入学定員の約2.0%(ただし定員充足率も勘案し充足率に応じた増減を行うこと)とし、推薦者数の目安はその2倍程度とします(別紙2を参照)。ただし、各研究科からの推薦実績に応じて目安を変更することがあります。本院での選考は、推薦された学生の中から入学定員及びその充足率を勘案した数を目安として優秀な学生を選抜しますが、採択者数の目安は各研究科への配分数とは必ずしも一致しません。
- 3) 推薦基準
 - a. 授業科目の成績及び研究に関わる評価等が総合して当該研究科で上位(目安として10%以内)にある者を推薦することとします。
 - b. 同一指導教員が推薦できる人数は一人とし、可能な限り多くの分野からの推薦を期待します。

4. 本院での選抜

- 1) 本院では各研究科長からの推薦をもとに、申請者の学業成績(6年制学部卒業者の場合学部の成績)、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書に基づき書類審査を行った後、面接による学生評価を実施し、最終的には各研究科の在学者数、研究分野のバランス等をも総合的に勘案し、審査・選抜を行います。
- 2) そのため、本院では2段階の審査・選抜を行います。第1段階審査は原則として6つの領域基盤ごとに分かれてそれぞれ書類審査及び面接によって選抜を行います。ただし、面接は書類審査を通過した候補者に対して実施します。第2段階審査は領域基盤長会議による全体調整となります。その結果を、毎年4月開催の学際高等研究教育院運営専門委員会にて審議し、承認を得た後、各研究科に通知して、各種支援の手続きに入るものとします。

5. 採用の通知

選抜された学生に対して原則として毎年4月末日までに採用を通知します。

6. 評価の方法

- 1) 評価について
 - a. 申請理由書・エッセイ、研究計画書に記載された内容を評価します。学業、研究実績のほかに、異分野

との融合領域としての研究計画が立てられているかが求められます。

- b. 修士課程での学業及び修士論文が優れていること、また、学会発表等で優れた業績があること(専門分野の深い知識が修得されていること、修士論文との関係で異分野への進出に合理性が認められること)。
- c. 指導教員の推薦書による学生評価が高いこと。

2) 学業成績評価の数値化(必要に応じて行います)

修士課程(6年制学部卒業者の場合学部)の成績については、数値化できるところは可能な限り数値化し、異なる分野の成績を比較可能なものに近づけ、透明化します。

- a. 取得単位数に対する修了に必要な単位数の比。
- b. 修了に必要な単位取得科目の数値化された成績(総点数)に対する1単位当たりの点数。
- c. 単位取得した指定科目の数値化された成績(総点数)に対する1単位当たりの点数。
- d. 他大学、外国の大学からの編入者にあつては数値化が困難な場合には推定値をもって当てることができます。

各研究科、各専攻によって成績評価が異なる場合があるので、100点満点評価に換算し計算するものとします(必要がある場合に実施します)。

7. 申請書類・申請期日等

- 1) 学際高等研究教育院生選抜審査申請書、申請理由書・エッセイ、研究計画書、指導教員の推薦書(所属研究科経由で本院へ提出)
- 2) 各研究科から：申請者の博士課程前期2年の課程(修士課程)成績証明書(6年制学部卒業者の場合学部の成績証明書)
- 3) 申請期日等
申請を希望する学生は、所属研究科が指定する日までに申請書類及び指導教員の推薦書を添えて研究科長に申請することとします。

8. 重複受給の制限

日本学術振興会の特別研究員に採用された者を除き、経済的支援等に関して次に掲げる条件があります。

なお、申請後に重複制限が変更されることがあります。

- 1) 東北大学及び国等の公的機関からの奨学金等を受給していないこと
- 2) 東北大学産学共創大学院プログラムの教育研究支援経費を受給していないこと
- 3) 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき給与を受給していないこと
- 4) 独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度に基づき学習奨励費を受給していないこと
- 5) 外国人留学生であつて、母国の奨学金により支援を受けていないこと
- 6) 企業や大学または民間団体等から、博士教育院生同等(年収180万円)以上の給与収入、役員報酬もしくは安定な返還義務のない奨学金等の支援を受けていないこと(博士教育院生としての支援を除く全ての収入の合計が、博士研究教育院生採用から1年間で180万円以上とする)
- 7) その他前各号に掲げる者に準ずると認められる者

※授業料の補填を目的とした授業料相当額の奨学金は受給可能とするが、その金額は上記(6)の180万円に算入する。また、別に受給している奨学金側で併給を認めていない場合には、その奨学金のルールに従う必要があるため、博士研究教育院生の採用が決定した際には、その奨学金を辞退する等、適切に手続きすること。

※博士研究教育院生による支援は、研究に専念できる環境の提供を目的としているため、就職(任期の有無に依らず)やアルバイト(TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)・AA(アドミニストレイティブアシスタント)等を含む)に採用され、その時点から1年間の収入見込金額が180万円を超える場合は、就職または採用時に博士研究教育院生を辞退すること。また、年収等に依らず、研究活動に専念できない状況となった場合は、博士研究教育院生を辞退すること。場合によっては、研究奨励費等を遡って返還してもらう必要があるため、留意すること。

※独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることは可能とする。ただし、大学院博士課程で2023年

度以降に第一種奨学金を貸与された場合、受給する原資等により奨学金返還免除の対象者となることはできない場合があるので、留意すること。

※海外留学のための渡航費等の支援を目的とした奨学金等は、上記（6）及び金額に依らず、受給可能とする。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認すること。

※博士研究教育院生が研究活動に支障が無く、週 19 時間の範囲であれば、本学等より TA・RA・AA 等の活動を行い、その対価を受給することは可能とする。ただし、上記（6）の収入に算入し、収入金額等の合計が 180 万円以上となる場合は、博士研究教育院生からの支援を辞退すること。参加学生は毎年の収入について報告すること。

※インターンシップによる報酬についても、受給可能とするが、上記（6）の収入に算入することになるので、留意すること。

※博士研究教育院生の採用者は、授業料免除の対象となる場合があるが、博士研究教育院生を辞退した場合は、授業料免除の対象からも外れるため、留意すること。

9. 採用後の義務等

採用後は、学際高等研究教育院生として、次の義務を負う。

なお、申請後に採用後の義務等が変更されることがあります。

- 1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- 2) 学際高等研究教育院が指定する必修科目を受講すること。
- 3) 年度末に活動状況報告を提出すること。
- 4) 課程修了時に成果発表を行うこと。
- 5) 学際高等研究教育院の機関誌（クロスオーバー）に対する執筆協力を行うこと。
- 6) 高等大学院機構が実施する企画等に参加すること。
- 7) 高等大学院機構が実施するプログラム科目を履修すること。
- 8) 高等大学院機構への活動報告等を行うこと。
- 9) その他、高等大学院機構及び関係機関が行う企画や報告等に協力すること。
- 10) 納税の義務を履行すること。
- 11) 研究費を適正に執行すること、及びその関係事項を行うこと。

なお、「博士研究教育院生」に選抜された後、大学院生にふさわしくない行為等が所属研究科で認定されるなどした場合、資格は取り消されます。また、毎年 3 月に研究計画書に基づき研究及び学業等の評価が実施され、問題が指摘された場合、資格が取り消されることがあります。